



安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称 : パワープロテクター (レッドラベル) 赤
整理番号: 04236500210-63-001
種類 : 特殊合成樹脂系塗料
用途 : 塗料
会社名 : 中国塗料株式会社
住所 : 〒739-0652 広島県大竹市明治新開1-7
担当部門 : 環境・品質保証部
電話番号 : 0120-85-4931、FAX番号: 0827-59-0018
メールアドレス : cmpmsds@cmp.co.jp
作成日 : 2016年02月19日
改訂日 : 2020年07月09日

2. 危険有害性の要約

GHS分類において、「区分外」「分類対象外」及び「分類できない」という項目については記載していない。

【GHS分類】

引火性液体	: 区分2
急性毒性(吸入: 蒸気)	: 区分3
急性毒性(吸入: 粉塵、ミスト)	: 区分2
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	: 区分2
呼吸器感作性	: 区分1
皮膚感作性	: 区分1
発がん性	: 区分1
生殖毒性	: 区分1
特定標的臓器毒性(単回暴露)	
: 区分1(呼吸器, 肝臓, 中枢神経系, 腎臓)	
: 区分2(全身毒性, 視神経, 神経系)	
特定標的臓器毒性(反復暴露)	
: 区分1(呼吸器, 神経系)	
: 区分2(視神経)	
水生環境有害性(急性)	: 区分1
水生環境有害性(長期間)	: 区分1

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語

危険

【危険有害性情報】

・引火性の高い液体及び蒸気

改訂日：2020年07月09日

- ・吸入すると生命に危険
- ・皮膚刺激
- ・強い眼刺激
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は、呼吸困難を起こすおそれ
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・吸入の場合、呼吸器、全身毒性、視神経、肝臓、中枢神経系、腎臓、神経系の障害。
- ・長期にわたる、又は反復暴露による視神経、呼吸器、神経系の障害
- ・水生生物に非常に強い毒性
- ・長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

【注意書き】

《予防策》

- ・熱・火花・裸火・たばこの火及び高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・防爆型の電気機器・換気装置・照明機器を使用すること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・粉じん・煙・ガス・ミスト・蒸気・スプレーを吸入しないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出を避けること。
- ・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・取扱い後は露出部分及び手をよく洗うこと。
- ・保護手袋・保護眼鏡・呼吸用保護具を着用すること。

《応急措置》

- ・吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- ・皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。
- ・皮膚に付着して、皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯して汚染の除去をすること。
- ・気分が悪い時は、医師の診察を受けること。
- ・「項目5. 火災時の措置」を参照して消火を行うこと。
- ・漏出物を回収すること。

《保管》

- ・涼しい所・換気の良い場所で保管すること。
- ・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

《廃棄》

- ・内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。

《その他危険有害性》

- ・非常に燃えやすい液体であり、蒸気が滞留すると爆発する危険性がある。
- ・有機溶剤中毒をおこすおそれがある。
- ・皮膚に付着すると、かぶれや炎症を起こすおそれがある。

改訂日：2020年07月09日

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分：混合物

成分及び含有量（危険有害性物質を対象）

化学品名	CAS No.	化審法		含有量 重量%	化管法		労安法57条2 政令番号
		官報番号	区分*		種類	政令番号	
酸化亜鉛	1314-13-2	1-561	-	1 ~ 5			188
酸化チタン	13463-67-7	1-558	-	0.1 ~ 1			191
チオシアン酸第一銅	1111-67-7	1-129	優先評価化学物質	30 ~ 40			379
ビス(2-メルカプトピリジン-N-オキシド)亜鉛(II)	13463-41-7	5-3725	優先評価化学物質	1 ~ 5			
4,5-ジクロロ-2-n-オクチル-3(2H)イソチアゾリン-3-オン	64359-81-5	5-6165	-	1 ~ 5			
キシレン	1330-20-7	3-3	優先評価化学物質	13	1種	80	136
エチルベンゼン	100-41-4	3-28	優先評価化学物質	14	1種	53	70
ナフタレン	91-20-3	4-311	優先評価化学物質	0.1 ~ 1			408
高沸点芳香族ナフサ	64742-94-5	9-1694	-	1 ~ 5			330
メタノール	67-56-1	2-201	優先評価化学物質	0.1 ~ 1			560
エタノール	64-17-5	2-202	-	0.1 ~ 1			61
りん酸トリトリル	1330-78-5	3-2522	優先評価化学物質	1.9	1種	460	
ロジン	8050-09-7	7-935	-	10 ~ 20			632

注：化管法該当物質であっても、その化学物質又は元素の含有量が、化管法で定める規定値未満の場合は、化管法の種類は記載していない。

区分＊：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）による区分。

4. 応急措置

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。
- ・できるだけ早く医師の診察を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布等で素早く拭き取ること。
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。その場合、溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診察を受けること。
- ・汚染された衣類を取り除くこと。

吸入した場合

- ・蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく保温して安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当を受けること。
- ・蒸気、ガス等を吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所で安静にして、医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診察を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。

5. 火災時の措置

使用可能な消火剤

炭酸ガス消火器 泡消火器 粉末消火器 乾燥砂

消火方法

- ・適切な保護具（耐熱性着衣等）を着用すること。
- ・可燃性のものを周囲から、速やかに取り除くこと。
- ・指定の消火器を使用すること。
- ・消火活動は風上から行うこと。

改訂日：2020年07月09日

- ・高温にさらされている密閉容器は噴霧水をかけて冷却すること。
- ・水(棒状水・高圧水)を消火に用いてはならない。

6. 漏出時の措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用すること。
- ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をすること。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除くこと。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。
- ・乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸収させて回収する。大量漏出には盛土で囲って流出を防止すること。
- ・河川に排出され、環境への影響を起こさないように注意すること。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意

- ・換気の良い場所で取り扱うこと。
- ・容器はその都度密栓すること。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
- ・静電気対策のため、装置等はアースを取り、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用すること。
- ・工具は火花防止型のものを使用すること。
- ・皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、目に入らないよう適切な保護具を着用すること。
- ・取扱い後は、手・顔等をよく洗い、休憩所などに手袋等の汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- ・過去にアレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を着用すること。

保管上の注意

- ・直射日光を避けること。
- ・通風の良い所に保管すること。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管すること。
- ・容器が地震等で転倒・転落しないように保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

成分名	管理濃度	許容濃度 ACGIH(TLV-TWA)
酸化亜鉛	—	2mg/m ³
酸化チタン	—	10mg/m ³
チオシアン酸第一銅	—	—
ビス(2-メルカプトピリジン-N-オキシド)亜鉛(II)	—	—
4,5-ジクロロ-2-n-オクチル-3(2H)イソチアゾリン-3-オン	—	—
キシレン	50ppm	100ppm
エチルベンゼン	20ppm	20ppm
ナフタレン	10ppm	10ppm
高沸点芳香族ナフサ	—	—
メタノール	200ppm	200ppm
エタノール	—	1000ppm
りん酸トリトリル	—	—
ロジン	—	—

改訂日：2020年07月09日

設備対策

- ・取扱設備は防爆型を使用すること。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにすること。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備すること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。
- ・屋内塗装作業の場合は、局所排気装置などにより作業者が有害物や塗料ミストに暴露されないような設備とすること。
- ・タンク内部の密閉場所で作業をする場合には、密閉場所、特に底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

保護具

呼吸器系の保護

- ・有機ガス用防毒マスクを着用すること。
- ・密閉された場所で作業を行う場合には、送気マスクを着用すること。

目の保護

- ・保護メガネを着用すること。

皮膚の保護

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
- ・取り扱い場合は、皮膚を直接暴露させないような衣服を着用すること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。



その他の保護具

- ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

状態：液体

臭い：溶剤臭あり

沸点：136.2～290℃

蒸気圧：1333 Pa(32℃)

密度：1.36g/ml

pH値：該当しない。

引火点：22℃

発火点：432℃

爆発限界：(下限)0.5%、(上限)7%

10. 安定性及び反応性

安定性

- ・通常の取扱い状態で安定である。

危険有害反応可能性

- ・標準的条件では危険な反応はしない。

避けるべき条件

- ・情報を有していない。

混触危険性物質

- ・特になし。

危険有害な分解生成物

- ・CO, NO_x, その他低分子モノマー等が発生する。
- ・塩素系ガスが発生する。

改訂日：2020年07月09日

その他の危険性情報

・特になし。

11. 有害性情報

GHS分類において、「区分外」「分類対象外」及び「分類できない」という項目については記載していない。

組成物質有害性

酸化亜鉛

急性毒性

情報を有していない。

生殖毒性：区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露)：区分1(呼吸器, 全身毒性)

酸化チタン

急性毒性

情報を有していない。

眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分2B

チオシアン酸第一銅

急性毒性

情報を有していない。

ビス(2-メルカプトピリジン-N-オキシド)亜鉛(II)

急性毒性

LD50(経口)：267mg/kg

LC50(吸入)：2.4mg/l(1時間)

皮膚腐食性／刺激性：区分2

眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分2A

皮膚感作性：区分1

生殖毒性：区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露)：区分1(視神経)

特定標的臓器毒性(反復暴露)：区分1(視神経, 呼吸器)

4,5-ジクロロ-2-n-オクチル-3(2H)イソチアゾリン-3-オン

急性毒性

LD50(経口)：4400mg/kg

LD50(経皮)：2000mg/kg

LC50(吸入)：1.04mg/l(1時間)

キシレン

急性毒性

LD50(経皮)：1700mg/kg

LC50(吸入)：29.08mg/l(4時間)

皮膚腐食性／刺激性：区分2

眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分2

生殖毒性：区分1B

特定標的臓器毒性(単回暴露)：区分1(呼吸器, 肝臓, 中枢神経系, 腎臓)

特定標的臓器毒性(単回暴露)：区分3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復暴露)：区分1(呼吸器, 神経系)

吸引性呼吸器有害性：区分1

エチルベンゼン

急性毒性

LD50(経口)：3500mg/kg

LC50(吸入)：17.2mg/l(4時間)

眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：区分2B

発がん性：区分2

改訂日：2020年07月09日

生殖毒性:区分1B

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分2(中枢神経系)

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分3(気道刺激性)

吸引性呼吸器有害性:区分1

ナフタレン

急性毒性

LD50(経口):490mg/kg

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:区分2B

皮膚感作性:区分1

発がん性:区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分1(血液, 眼, 気道)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分1(血液, 眼, 呼吸器)

高沸点芳香族ナフサ

急性毒性

情報を有していない。

皮膚腐食性/刺激性:区分2

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:区分2

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分3(気道刺激性, 麻酔作用)

メタノール

急性毒性

LD50(経口):1400mg/kg

LC50(吸入):22500ppm(8時間)

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:区分2

生殖毒性:区分1B

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分1(中枢神経系, 視覚器, 全身毒性)

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分1(中枢神経系, 視覚器)

エタノール

急性毒性

LC50(吸入):20000ppm(10時間)

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:区分2B

発がん性:区分1A

生殖毒性:区分1A

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分3(気道刺激性, 麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分1(肝臓)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分2(中枢神経系)

りん酸トリトリル

急性毒性

情報を有していない。

生殖毒性:区分1B

特定標的臓器毒性(単回暴露):区分1(神経系)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分1(神経系)

特定標的臓器毒性(反復暴露):区分2(副腎)

ロジン

急性毒性

LD50(経皮):2500mg/kg

LC50(吸入):2.3mg/l(4時間)

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:区分2B

呼吸器感作性:区分1

皮膚感作性:区分1

製品に関する有害情報

改訂日：2020年07月09日

製品としての安全性試験は行っていない。

12. 環境影響情報

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意すること。
- ・製品としての情報を有していない。

組成物質有害性

酸化亜鉛

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分1

酸化チタン

組成物質としての情報を有していない。

チオシアン酸第一銅

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分1

ビス(2-メルカプトピリジン-N-オキシド)亜鉛(II)

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分1

4,5-ジクロロ-2-n-オクチル-3(2H)イソチアゾリン-3-オン

水生環境有害性(急性): 区分1

キシレン

水生環境有害性(急性): 区分2

水生環境有害性(長期間): 区分2

エチルベンゼン

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分3

ナフタレン

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分1

高沸点芳香族ナフサ

水生環境有害性(急性): 区分1

水生環境有害性(長期間): 区分1

メタノール

組成物質としての情報を有していない。

エタノール

組成物質としての情報を有していない。

りん酸トリトリル

水生環境有害性(急性): 区分1

ロジン

水生環境有害性(急性): 区分2

水生環境有害性(長期間): 区分2

13. 廃棄上の注意

- ・内容物・容器や焼却灰及び使用済みの容器は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物業者と委託契約をして処理すること。
- ・容器・機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- ・廃塗料等を焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却すること。(その場合焼却炉は、ダイオキシン対策が講じられたものを用いること)

改訂日：2020年07月09日

14. 輸送上の注意

輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないことを確認する。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にし、該当法規に従い包装、表示、輸送を行う。

- ・国連番号: 1263
- ・国連分類: 引火性液体類(等級: 3)
- ・容器等級: II
- ・海洋汚染物質: 該当
- ・緊急時応急措置指針番号: 128

15. 適用法令

- ・消防法: 第四類 第二石油類(非水溶性液体) 危険等級区分Ⅲ
- ・毒物及び劇物取締法: 非該当
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律: 優先評価化学物質
- ・特定化学物質障害予防規則 第2類物質 特別溶剤等(特別溶剤と有機溶剤の合計が5%を超える)
エチルベンゼン 1.0%を超える。
- ・労働安全衛生法57条2(文書の交付等)
- ・労働安全衛生法施行令: 別表1-4(引火性のもの)
- ・有機溶剤中毒予防規則 (第2種)
- ・船舶安全法: 危告示別表第1 引火性液体類(等級: 3)
- ・航空法: 危告示別表第1 引火性液体類(等級: 3)
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 海洋汚染物質
- ・悪臭防止法: 特定悪臭物質
キシレン
- ・特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)
- ・2001年船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約

16. その他の情報

主な引用文献

- ・社団法人 日本塗料工業会「SDS用化学物質データベース(塗料用)」
- ・社団法人 日本塗料工業会「GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック」
- ・原材料メーカー「安全データシート」
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質総合情報

お客様へのお願い

この「安全データシート」は、製品の危険有害性や取扱い上の注意及び法規制情報を提供するものであり、以下の事項を遵守していただくとともに、健康および安全の確保と環境保護対策にお役立てください。

- ・ご使用になる国、地域の法令・規則に対応ください。
- ・製品をご使用いただく貴社関連会社を含む全てのご使用者へ周知徹底ください。
- ・本データシートは、作成時又は改訂時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報等)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には、追加・修正を行い改訂いたします。
- ・本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。
- ・本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。
- ・当製品を海外に輸出される場合は、事前にご相談ください。